

令和7年度 岡山県立勝山高等学校 部活動・同好会に係る方針

1 本校の部活動・同好会

陸上競技、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、サッカー、バドミントン
硬式野球、サイエンス DX、吹奏楽、美術、書道、華道、ダンス
英会話同好会

2 目 標

- (1) 生徒が、生涯にわたって運動や文化芸術に親しむ基礎を形成するとともに、健康の保持増進と体力の向上、文化活動の発展に繋がるような資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動・同好会の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・週あたり2日以上。（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする）
ただし、設定が困難な場合は1日以上。（週末のいずれかは原則として休養日にあてる）
 - ・定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
 - ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は活動しないこととする。
- (2) 活動時間
 - ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。朝練習は、原則行わない。
 - ・活動時間の延長を希望する場合や朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。（原則、大会の2週間前から大会前日までの期間のうち、合計7日間まで）
 - ・下校時刻を厳守する。（18時10分完全下校。ただし延長が許可されている場合は18時40分）
- (3) 遠征、合宿等
 - ・遠征や外部行事、合宿を実施する際は、2週間前までに、校長へ派遣申請書を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・大会参加は、高体連・高文連・高野連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。
- (5) その他
 - ・試合日程や行事準備などにより上記各規定の原則を外れる場合は、関係教職員で協議し、校長の決裁の上、適切に活動を行う。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・年度当初、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議(研修会の実施等)について
 - ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・定期的に部長会、部活動講習会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- (3) 部費の取扱について
 - ・部費の取扱いについては公費に準じて（学校徴収金マニュアルに基づく）、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・規律違反等があった場合は、職員会議等で審議の上、一定期間活動を停止させることがある。
 - ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
また、保護者に文書等で活動報告を行い、部活動への理解と協力を得られるように努める。